

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	第32条 条例別表第2の32の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1)～(4) [略]	第32条 条例別表第2の32の5の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1)～(4) [略]
2	第25条 条例別表第2の17の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあつては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 (1)～(9) [略]	第25条 条例別表第2の18の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあつては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 (1)～(9) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月26日から施行する。